

鳥取県選挙管理委員会告示第48号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、権田淳一後援会から訂正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき、平成22年鳥取県選挙管理委員会告示第64号（政治団体の収支に関する報告書の要旨について）の一部を次のように改正する。

平成23年6月21日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古賀裕子

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
期間 平成21年1月1日～平成21年12月31日 政治団体の名称 権田淳一後援会 報告年月日 平成22年2月26日 1 収入総額 <u>300,000円</u> <u>本年收入額 300,000円</u> 2 支出総額 <u>185,570円</u> 3 <u>翌年への繰越額 114,430円</u> 4 <u>本年收入の内訳</u> <u>寄附 300,000円</u> <u>政党匿名寄附を除く寄附 300,000円</u> <u>個人分 300,000円</u> 5 <u>支出の内訳</u> <u>経常経費 1,820円</u> <u>事務所費 1,820円</u> <u>政治活動費 183,750円</u> <u>機関紙誌の発行その他の事業費 183,750円</u> <u>宣伝事業費 183,750円</u> 6 <u>寄附の内訳</u> <u>(個人分)</u> <u>権田淳一 200,000円 境港市</u> <u>権田操 100,000円 境港市</u>	期間 平成21年1月1日～平成21年12月31日 政治団体の名称 権田淳一後援会 報告年月日 平成22年2月26日 1 収入総額 <u>0円</u> 2 支出総額 <u>0円</u>